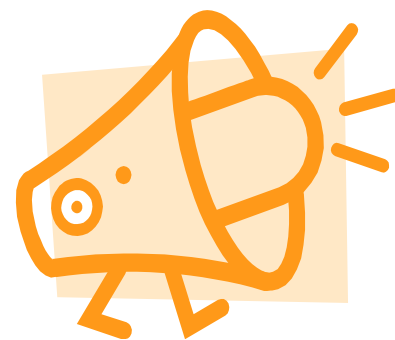


◎電子申告税額控除が延長されました！

所得税の確定申告に際し、国税電子申告・納税システム（いわゆる e-tax）を利用して所得税の確定申告書の提出を行った場合、電子証明書等特別控除受けられます。

平成 23 年分は 4,000 円、平成 24 年分は 3,000 円が控除ができます。

後 2 年間だけのチャンスとなりますので、この機会を逃さないように準備を！



◆電子申告するために必要なもの

- ・住民基本台帳カード（役場で作成しますが、手元に届くまでに 2 週間程度必要です）
※電子証明書付加必須
- ・電子申告開始届（税務署宛）

◆カード作成に 1 千円必要ですが、所得税の控除が 4 千円又は 3 千円で、節税できます。

◎公的年金等に係る確定申告について

平成 23 年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

■この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告を提出することができます。

■所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

◇研修や講習を受けたら・・・助成金を貰おう!!

4 月以降に、研修に参加されたり資格を取得されていませんか？商工会では、研修機関が実施する研修会等に参加した場合、その受講料の一部を会員様に助成する制度がありますので、ご活用下さい。

例えば・・・フォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習等の技能講習
商業界ゼミ、中小企業大学校広島校等の研修会

- 助成対象者 世羅町商工会員である事業主、事業専従者、後継者、従業員
- 助成金額 受講料の半額または 1 会員年額 5 千円のいずれか低い額
ただし、中小企業大学校を受講した場合は、年額 1 万 5 千円が上限
- 必要なもの
 - ・申請書（用紙は事務局又はホームページからダウンロード可能）
 - ・受講する内容のわかるもの（受講決定通知書等）
 - ・受講料金の領収書の写し



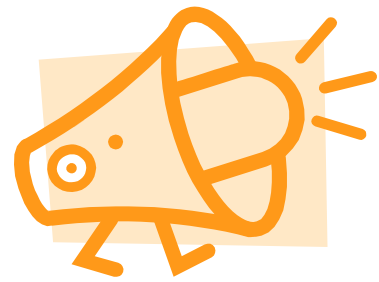
◎新職員のご紹介

金藤 由香（一般職員）
〔かねとう ゆか〕

1 月 4 日付、一般職員として、着任いたしました。
現在、本所に勤務しております。
主に記帳業務を担当しております。早く仕事に慣れて、会員の皆様と親しくさせていただけるよう努力して参ります。
よろしく申し上げます。



◎各種共済制度のお知らせ



■全国商工会経営者休業補償制度

病気や怪我で働けない間、最長1年間月々の所得を補償します

一般の契約に比べお得

【団体割引20%、過去の損害率による割引30% 過去の損害率による割引は、天災危険担保特約保険料には適用されません】

24時間いつでもサポート！

【国内外・業務中外を問わず、病気・けがによる休業を補償】

手続きは簡単！

【加入時の医師の診査は原則不要】

自宅療養もサポート！

【入院中はもちろん、自宅療養による休業も補償】

1年間のロングサポート！

【補償期間は最長1年間】

天災もサポート！

【天災が原因のけがによる休業も補償】

被保険者が保険期間中に病気・けがで就業不能になられた場合に、被保険者が被る損失(就業不能となることにより実際に生じた損失)について保険金をお支払いします。

支払額 = 就業不能期間(月数) × 保険金額(ご契約金額)

■小規模企業共済制度

経営者にも退職金を！
ゆとりある老後を支える、安心の共済

廃業時・退職時に共済金を受取

受取共済金は税法上お得！

掛金は全額所得控除でき節税！

事業資金等の貸付制度が利用可能

●毎月の掛金は1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べます(500円刻み)

●節税額一覧(節税分は所得税と住民税合算額です)

| 課税される 所得金額 | 加入前の税額 | | 加入後の節税額 | | | |
|---------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 所得税 | 住民税 | 掛金月額 1万円 | 掛金月額 3万円 | 掛金月額 5万円 | 掛金月額 7万円 |
| 100万円 | 50,000 | 104,000 | 18,000 | 54,000 | 90,000 | 126,000 |
| 200万円 | 102,500 | 204,000 | 20,500 | 56,500 | 92,500 | 128,500 |
| 300万円 | 202,500 | 304,000 | 24,000 | 72,000 | 120,000 | 168,000 |
| 400万円 | 372,500 | 404,000 | 36,000 | 108,000 | 180,000 | 238,000 |

■経営セーフティ共済

取引先の突然の倒産！そんなときに貴方を支える安心の共済

最高3,200万円の共済金の貸付が可能

共済金の貸付は無担保・無保証人です

掛金は損金または必要経費に算入できます

一時貸付金制度も利用可能

●毎月の掛金は5,000円～80,000円の範囲内で自由に選ぶことができます(5,000円刻み)

●貸付限度額は、回収困難な売掛金債権等の額と掛金総額の10倍のいずれか少ない額で、最高3,200万円

●返済期間は5年(据置期間6か月)

■中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された制度です

掛金の一部を国が助成！

- ・新規加入助成：掛金月額1/2を1年間助成
- ・月額変更助成：掛金増額分の1/3を1年間助成

掛金は全額損金または必要経費に算入可能

掛金の支払いは口座振替なので管理が簡単

掛金月額はいつでも変更可能

16種類の掛金月額は加入後いつでも増額できます

過去の勤務期間や転職の場合に通算が可能

退職金の支給は直接従業員へ

■中小企業PL保険制度

■商工貯蓄共済 etc...

◇共済制度のお問い合わせは

世羅町商工会 22-0529